

岐阜県公報

第 六 十 号

令和元年十一月二十九日

(金曜日)

目 次

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 三八五

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

(環 境 企 画 課) 三八五

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 三八六

岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の一部を改正する規則

(新産業・エネルギー振興課) 三八六

教育委員会規則

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

(教 職 員 課) 三八八

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交 通 規 制 課) 三八九

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 三八九

公 示

土地改良事業計画の変更の適當の決定

(農地整備課) 三九一

公共測量の終了

(用 地 課) 三九一

落札者等に関する公示

(水道企業課) 三九一

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十九号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則第二号の表国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校非常勤講師の項の次に次のように加える。

就労促進専門職

月額

一三四、九〇〇円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十号

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県立自然公園条例施行規則（昭和四十年岐阜県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項ただし書中「第七号」を「第七号」に、「第十号」を「第十一号」に、「第一号」を「第一号」に、「第十一号」を「第十二号」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 第三条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

第九条第二項第二号及び第四項第一号中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第十九条の十三を第十九条の十四とし、第十九条の十から第十九条の十二までを一号ずつ繰り下げ、第十九条の九の次に次の一条を加える。

（条例第十二条第三項第二号の規則で定める者）

第十九条の十 条例第十二条第三項第二号の規則で定める者は、精神の機能の障害によりその認定関係事務を適確に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第二十二條の四第一号イを次のように改める。

イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第二十二條の五第三項に次の一号を加える。

三 国及び地方公共団体以外の者が条例第二十三條の三第三項の認定を受ける場合にあつては、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

附則

この規則中第五条及び第九条の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は令和元年十二月十四日から施行する。

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十一号

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県自然環境保全条例施行規則（昭和四十七年岐阜県規則第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十條第一号イを次のように改める。

イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第三十一條第三項に次の一号を加える。

三 国及び地方公共団体以外の者が条例第二十三條の二の三第三項の認定を受ける場合にあつては、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

附則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十二号

岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県科学技術振興センター条例施行規則（平成十一年岐阜県規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の二を次のように改める。

第 1 号様式の 2 (第 3 条関係)

利用承認通知書

第 号
年 月 日

申請者 住 所

氏 名
代表者名
電話番号
様

岐阜県知事

次のとおり施設の利用を承認します。

行事名称				
利用の目的			利用人数	人
利 用 日	開始時刻	終了時刻	施 設 の 名 称	使用料
			施設使用料計	
附属施設設備等の利用			附属施設設備等使用料計	
減免区分				
担当者名			減免使用料計	
担当者電話番号			合計使用料	
特別設備の内容等				

注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県科学技術振興センター指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

別記第六号様式中

「 団体及び個人(すべて記入) 」

を

「 団体及び個人(全て記入) 」

に

個人	生 年 月 日	1 明治	2 大正	3 昭和	4 平成	年 月 日
	性 別	1 男	2 女			

を

個人	生 年 月 日	1 明治	2 大正	3 昭和	4 平成	5 令和	年 月 日

に

改める。

附 則

この規則は、令和元年十一月一日から施行する。

教育委員会規則

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第二号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員免許法施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第四十八号・岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式を次のように改める。

第6号様式（第9条—第12条の2、第22条関係）

宣 誓 書

わたくしは、次に掲げる者に該当しないことを宣誓します。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 公立学校の教員であつた際懲戒免職の処分を受け、又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第1号若しくは第3号に該当するとして分限免職処分を受けたことにより免許状がその効力を失ひ、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

氏 名

附 則
この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年十一月二十九日

岐阜県公安委員会
委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第八号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三東海環状自動車道の項中「大垣市松町字宮町三四番一地先 大垣西インターチェンジ」を「揖斐郡大野町大字下礪字宮前二二番一地先 大野神戸インターチェンジ」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町藤瀬字舟ケ洞一九一〇、一九二二、字岩入洞一九九六の一、字源氏タケ一九九七の一、字宮洞二〇〇四の一、字長洞二〇〇五、字大栗洞二〇〇六

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町藤瀬字水洞一八二二の一・字中たは一八四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字田ノ洞一八二四、字小島山一八二五、字長畑一八二六、字高ヶ平一八二七、字水舟一八二八、字かやが谷一八二九、字蛇抜ケ口一八三三、字蛇ぬけ一八三四、字脇ノ洞一八三六、字よせ畑一八三九

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町赤河字広島一〇四九、一〇七七の一、一〇七七の二三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

○土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
養老町祖父江土地改良区	養老町祖父江地区	養老町役場	令和元・一一・二九から 二二・一二・二七まで

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により関ヶ原町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

- 二 関ヶ原町
- 二 作業種類
公共測量（道路台帳図作成）
- 三 作業期間
令和元年八月十九日から
令和元年十月二十八日まで
- 四 作業地域
不破郡関ヶ原町

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。
 令和元年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 購入物品の名称及び数量 岐阜県東部広域水道事務所落合取水場で使用する電気
(予定数量) 9,946,000kWh
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和元年9月6日
- 4 落札者を決定した日 令和元年10月30日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市長区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 勝野 哲
- 6 落札金額 148,155,010円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所 総務課契約係
(2) 所在地 瑞浪市釜戸町2190番地12

令和元年十一月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社